

## 令和2年度診療報酬改定情報 ー公認心理師に関連する項目（変更・新設）ー

（一般社団法人 日本公認心理師協会 保健医療分野委員会 作成）

### 【個別改定項目（答申）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000601838.pdf>

### 【医科診療報酬点数表】

医学管理等 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603749.pdf>

精神科専門療法 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603759.pdf>

検査 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603751.pdf>

医科診療報酬点数表に関する事項<通則>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603981.pdf>

### ○児童思春期の精神疾患等に対する支援の充実（個別改定項目 p.170-171）

#### 【公認心理師による小児特定疾患カウンセリング料】（医科点数表 B001-4）

これまでは医師が直接行った場合にしか算定できなかったが、公認心理師が行った場合についても、一定の条件を満たせば（小児科又は心療内科の医師の指示・2年を限度として月2回に限り算定・3月に1回程度、医師がカウンセリングを行うこと、など）、1回につき200点算定できるようになった。小児特定疾患として、気分障害、ストレス関連障害、心理的発達の障害（自閉症を含む。）のほか、登校拒否の者及び家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある者を含むとされる。心理職が行う心理カウンセリングが診療報酬上、初めて規定された。

### ○ギャンブル依存症に対する治療の評価（個別改定項目 p.177-180）

#### 【依存症集団精神療法】（医科点数表 1006-2）

公認心理師も実施者に含まれている同療法の対象として、これまでの薬物依存症（1回につき340点・6月限度・週1回）に加えて、ギャンブル依存症（1回につき300点・3月限度・2週間に1回）が明記された。

### ○精神科外来における多職種による相談支援・指導への評価（個別改定項目 p.78-80）

#### 【通院・在宅精神療法 療養生活環境整備指導加算】（医科点数表 1002 注8）

通院・在宅精神療法への加算として新設されたもので、精神病棟に入院中に精神科退院時共同指導料1を算定した患者に対して、精神科外来において多職種による支援及び指導等を行った場合に算定できる。算定にあたっては、当該患者の療養生活環境を整備するための支援方針等について、多職種が共同して、3月に1回の頻度でカンファレンスを実施することが求められるが、そのカンファレンスに必要なに応じて参加することとされている職種の中に公認心理師が含まれている。

### ○認知機能検査等の算定要件の新設（個別改定項目 p.240-241）

#### 【認知機能検査その他の心理検査】（医科点数表 D285-1-イ）

「認知機能検査その他の心理検査」の「操作が容易なもの」が、「簡易なもの」「その他のもの」の2つに分けられた。「簡易なもの」は、「主に疾患（疑いを含む。）の早期発見を目的とするもの」とされており、「原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性から3月以内に2回以上算

定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。」となっている。対象の検査は、MAS 不安尺度、MEDE 多面的初期認知症判定検査、AQ 日本語版、日本語版 LSAS-J、M-CHAT、長谷川式知能評価スケール及び MMSE である。

また、今回の改定で新たに加えられた検査は以下のとおりである。

<発達及び知能検査>

- ・ 操作が複雑なもの：Vineland-II 日本版
- ・ 操作と処理が極めて複雑なもの：WAIS-IV成人知能検査（ただし 2019 年 1 月 30 日付の疑義解釈で、算定可能であることは既に明示されている）

<人格検査>

- ・ 操作が容易なもの：新版 TEG3

<認知機能その他の心理検査>

- ・ 操作が容易なもの：[その他のもの] POMS2、Clinical Dementia Rating (CDR)

⇒【情報】「令和2年度診療報酬改正情報」は [こちら](#)

⇒【解説】「令和2年度診療報酬改正について」は [こちら](#)